

令和元年台風第 19 号災害義援金募集要綱

社会福祉法人岩手県共同募金会

1 趣旨

令和元年 10 月 12 日太平洋沿岸部に上陸した台風 19 号により、岩手県内では、死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、6 市 5 町 3 村で災害救助法が適用されました。岩手県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和元年台風第 19 号災害義援金

3 募集期間

令和元年 10 月 18 日（金）から令和 2 年 3 月 31 日（火）まで

4 送金指定口座

金融機関名	店名	口座番号	口座名義
岩手銀行	本店	普通預金 2 2 9 2 1 5 5	社会福祉法人岩手県共同募金会 令和元年台風第 19 号災害義援金 会長 長山 洋

※ 全国銀行協会加盟銀行からの送金手数料は無料扱いになる場合があります（ATM を除く）。詳細は各金融機関にお問合せください。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領書等に本募集要綱を添えてご提出ください。

6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和元年 10 月 17 日から施行します。

問合せ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3

TEL : 019 - 637 - 8889 FAX : 019 - 637 - 9712